

鳴門市まちづくりデザイン会議

第 2 回

議事

- (1) 報告 キョーエイ鳴門駅前店閉店
- (2) アンケート調査（中間報告）
- (3) 都市構造と都市軸
- (4) 活用スキーム等



令和7年6月13日
鳴門市役所2階大会議室

第1回会議のおさらい

第1回 鳴門市まちづくりデザイン会議を開催

日時：令和7年3月24日(月) 13時～15時
場所：鳴門市役所 2階 大会議室

街を元気にするために、何が必要か、どうすべきなのか、オープンな場で議論・検討する場として、初めて開催されました。

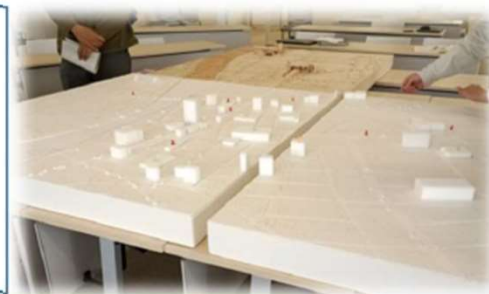


本会議のあり方・運営等

- デザイン会議という名前だが、経験上、**全部色々関わってくる**。ここでの議論がとても大事になる。
- **変化が激しい時代、まちは今までこうやってきたけど、このままでいいのか**というのは、すごく大事な問題
- **しっかりしたものを、次の世代に受け渡していくことが、この会議の大きな役割**。
- 座長は内藤廣氏。座長指名により森下委員が副座長に就任。会議の公開原則・議事録作成方法を確認
- 分野ごとの検討や作業が必要な場合には、専門部会を設置して検討を進めていく。
- この会議は、言いたいことを言っていきたい会議。こんな街にしたいとできるだけ発言する会議。

各委員の抱負

- 公共交通とまちづくりというのは一体的なものであり、本会議等を通じてより良い形ができれば。
- 公共交通やまちづくりはすごく重要なこと。ちょっと力が入っている。一生懸命やっていきたい。
- 鳴門が一番栄えた時代に鳴門から恩恵を受けた。これから先どうやっていくか、皆さんと一緒に考えたい。
- まちの状況が寂しくなっているが、仕事も個人の生活も全て繋がっている。希望をもって参加したい。
- 随分ちょっと寂しいまちになったとは思っていた。子どもたちに残せるものが、あればいいと思っている。
- 建築士会では、若手にまちづくりに参画しているメンバーがいる。巻き込みながら進められたらいい。
- このままでは良くない。鳴門の顔がない。次世代に向けて、何が残せるのかを一緒に考えていきたい。
- いつか帰りたいと思えるまち、中学生がまちに行けば誰かいるかなあと思える街なかにしていきたい。



市街地の現状説明（事務局、配布資料は別添のとおり）

- 現在の中心市街地、市街地形成の歴史、中心市街地状況図、用途区域、市の将来計画
- 人口の推移・減少率、年齢別人口、小学校の生徒数の推移、鳴門駅のデータ、鳴門駅交通模式図、公共交通利用状況、路線価の推移、土地利用状況
- 中心部の問題点、高校生意識調査、市街地に何が必要、先進事例（周南市・西予市・敦賀市・日向市）
- 会議の目的・体制、会議ロードマップ案、次回会議に向けた基礎調査案

本会議のロードマップ

- 第2回を6月、第3回を夏～秋を目標に予定
- 次回は課題の意見交換、その後、事業抽出プランニング検討検証、事業計画を取り出す
- 第3回あたりで少し目途を立てることを目標

まちを繋げる / 面白い場所を作る

- 淡路も大鳴門橋もかなりの交通量なのに、市街地・商店街は土日あまり人がいない。**交通・道・駅が変わっていった方がいいのではないか**。
- 国道と谷通りが線路で分断されている。ここが変われば人の流れが変わる
- 鳴門は持ち物がたくさんあって恵まれているが、うまく繋がっていない。**まちなかに面白さが出てきたら、もっと人が回るようになる**。
- 谷通りと国道が繋がったら市街地通行量が増えるとのデータがあった。
- 綺麗な街を作ったから、商業が賑やかになるとは限らない。面白い場所ができて、ごちゃごちゃしてるところから、賑わうってこともある。**綺麗な街にすると活性化するというのは幻想。商業は難しい**。

人のたまる場所がない

- **今の中心部には人がたまる場所がない**。コンビニもランチ食べる場所も
- 魚が食べられる場所など、人が集まってる場所はある。ただ点在してる。
- **街なかに高校生がいない理由は、「たまる場所がない」から**。インターンの高校生に「鳴門市で一番好きな場所は？」と聞くと、殆どが「家」と答える。帰るところは見ても、たまっている場所は見たことがない。
- **のび太君が集まる土管ではなく、空調の効いた皆でしゃべる場所が必要**
- **若い人がみんな出てくるみたいな感じが出てくると、街の空気が変わる**。
- 公園はあるが、中心から離れている。街の中心となるべきところに「パラス」をおけば、若い人たちが、集まってくれるのではないかな。

第1回会議のおさらい



まちなかを使い倒す

- イベントには、**凄いエネルギーとそれをうまく引き出せる場所が必要**。
- 日向市駅の場合、無理して広場を作ったが、キーパーソンがいて、年間70回イベントをやっている。民間から動きが出てきて行政もサポートして創意工夫で盛り上げていく仕組みがないと、場所だけ作っても空いたままになってしまう。今後、**エリアマネジメントが必要**になってくる。
- 公共空間でエリア価値の向上を視野にマルシェをされる方がいる。**この街を使い倒す人との連携が大事**。

駅からはじまるまちづくり / バスとまちづくり / 若い人に元気を出してもらう

- 高松や松山が目立つが、鳴門と同じように多くの街から、JRとの連携による活性化の話が寄せられている。
- 駅周辺で、定期的に、イベントがあれば、公共交通を使う方も出てくる。是非、駅をまちづくりの中で活用して欲しい。
- **鉄道があることによって、ほかの町と繋がってるっていうイメージを持てる。そこが大事。車では持てない。**
- **駅前に高校生とか中学生がフリーで使えるようなWi-Fiがあったり、宿題ができたり、みんなが集まっておかし食べれるようなところを作れば、駅前に賑わいが出てくる。**
- 今、鳴門公園までは、関西から多くの観光客が来ており、バスに関しても、鳴門公園から鳴門駅間、便数を増やしている。キャッシュレス対応にも取り組んでいる。他の**観光施策とか全て絡めてまちづくり**する必要。
- **駅に自分がいる場所があったら最高。**待ち合わせ、汽車・バスを待つ、話をする、コーヒーを飲む、絶対必要
- 学生とインバウンド、両方を狙うのもありだが、難しいけれどもターゲットの絞り込みは大切
- **若い人に元気出してもらわないと街の将来はない。**どうやったら、彼ら励ませるか。

地方都市の挑戦 / 土地の流動性

- 塩田廃止以降、本市でも郊外店舗ができ都市化が進んだが、勢いは止まり、**街なか**が**スポンジ化**している。
- 地方でも、駅を核として頑張ってる所は、**駅を乗る人だけのものとせず、人が集まる機能を実装し、仕掛けをし、周辺も元気づくよう工夫**している。
- 用途地域が変われば、床を作ったらどうにかなる時代ではない。機能を絞り公共が、民間や中高生が振り向くような賢い仕掛けに挑戦する必要がある。
- 駅周辺の不動産は、地価の高い時に取得された方が県外や近くに生まれ、地価が下がった後もそのまま持たれている。シャッター街が出来るパターン。
- **真ん中の方を動かしてるっていう空気が流れてくると変わってくる。**

おすそわけ / まちの未来を語る

- 街の人がこの街をこういうふうにした。来年実現するか、10年後か、30年後に実現するかわかんないけど、**みんなが思ってるものは実現する**。
- いい映画を見たかったら映画祭をやる、うまい酒を飲みたいと思ったら作る。**まず自分たちがいい生活をする。それを見に来るのが観光。おすそわけ**。
- こんな街にしたい、力を貸してくださいと語れないと協力は得られない。

まちづくりへの機運 / 駐車場 / 道と公園

- 何でもあって恵まれているから何もしてこなかったのかもしれない。周辺の賑わいがある分、**中心部の寂しさに対する危機感**は昔より高い
- **市街地に駐車場が多い。ただ大半は店の駐車場でコインパーキングがない。**車社会なのに止める場所がない。議論していくべき課題
- 一方で将来の車利用は減ってくる。長いスパンで見ると、セカンドモビリティ・オンデマンド化の流れがやってくる。両方を踏まえるべき。
- 市内周辺部に人が来ているのに真ん中に来ないのはもったいない。**人の住んでいる様子が見える街中になれば、すごく魅力的に映るはず**
- 道を歩きたくなる仕掛け、文化会館・公園・駅を繋げる軸線を大事に。

今後の検討・議論の方向性

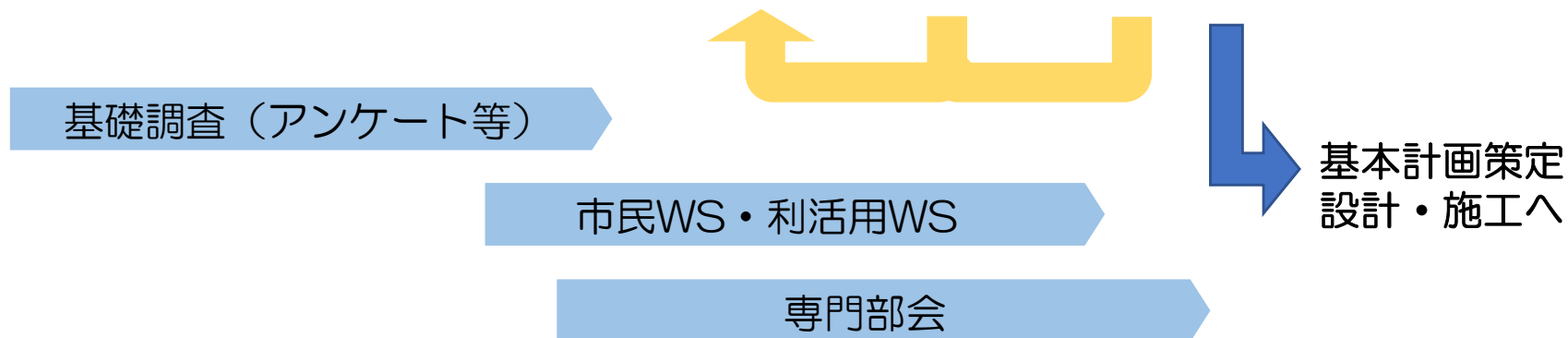
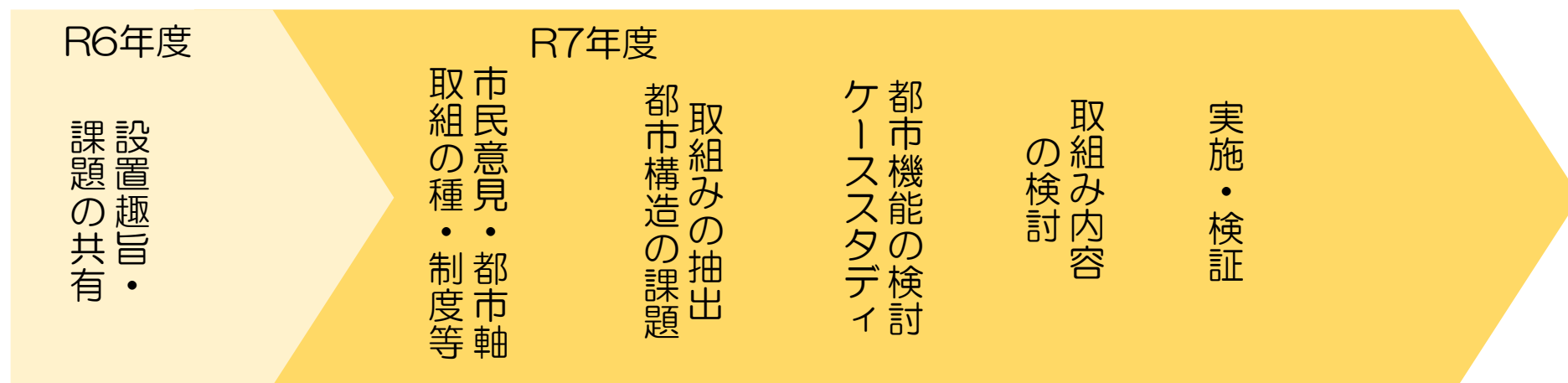
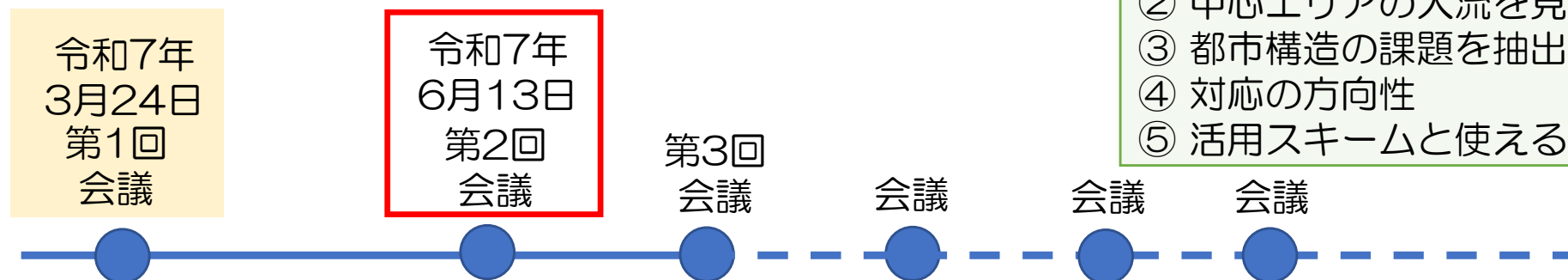
- 次回に向け、若い世代の意見を集め、交通量調査を行い報告する。
- 活手法や制度等の調査を進め、次回会議に報告する。
- 次回は、具体的に駅周辺に絞って、議論を進めていく。

§ 次回は、6月13日(金) 午後1時30分～ 市役所2階大会議室で開催の予定

デザイン会議 ロードマップ案

〔本日の流れ〕

- ① 意見を集める（経過報告）
- ② 中心エリアの人流を見つめる
- ③ 都市構造の課題を抽出
- ④ 対応の方向性
- ⑤ 活用スキームと使える制度



現状報告

令和7年5月31日 キョーエイ鳴門駅前店閉店



鳴門センター街ビル

1974年開業
鉄筋コンクリート5階建て
延べ床面積：約9,800m²
協同組合にて運営
(市内商店主らにて設立)

2004年6月よりキョーエイが
テナントとして出店

- 1～3階にキョーエイのほか、惣菜店やヘアサロン
総合型地域スポーツクラブなどが入居
- ビルの老朽化により1階から4階までのテナントが
5月末で退去
- 建物は未耐震
- 過去に中心市街地にあった食品スーパー型店舗は、
(1990年代には3店舗) 全て閉店
- 今後の活用方法は未定とのこと

アンケート調査(中間報告) 概要

調査日： 令和7年4月～5月

対象者： ①駅周辺の小学生
②高校生 鳴門高校及び鳴門渦潮高校
③フリー 市役所夕暮れマルシェ

調査内容： 駅前周辺の施設で欲しいもの
普段よく使う施設

選択制、対面時は更に踏み込む質問をしながら、生の声・ニーズを集め、
彼らの行動形態を探ってみた

調査方法： 訪問調査（小学生）
ウェブ調査（高校生）
街頭調査（マルシェ）

回答結果： 回答総数
1,135件



アンケート実施状況



アンケート時の駅前施設例

いんしよくてん 飲食店（たべものや）	しよてん 書店（ほんや） 文具店（えんぴつ、ノート） などのお店	コンビニエンスストア	としょかん 図書館 がくしやう 学習スペース
シールを貼ってね！	シールを貼ってね！	シールを貼ってね！	シールを貼ってね！
運動やレジャー（スポーツ） ばしょ などができる場所	イベント（おまつり・ライブ） ひろば などができる広場	くつろぎやすいスペース こうえん・ひろば （ベンチなどがある公園・広場）	ようふくの 洋服屋 ぎょくや 雑貨屋
シールを貼ってね！	シールを貼ってね！	シールを貼ってね！	シールを貼ってね！

小学生用選択例

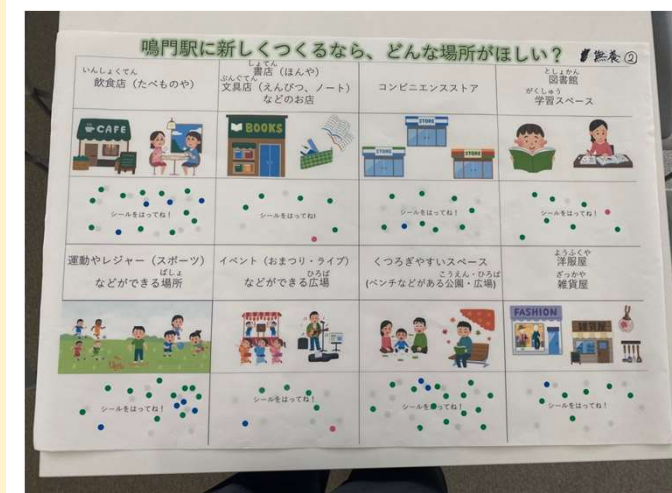
アンケート調査 小学生

調査日： 令和7年4月18日～5月1日
 対象者： 鳴門駅周辺の4小学校に通う学童
 撫養・林崎・桑島・黒崎小学校
 回答総児童数 167人

調査内容： 鳴門駅周辺にどのような施設が欲しいか
 普段どのような施設に行っているのか
 調査方法： 8つの施設形態の中から選択
 調査結果： 詳細は資料「児童クラブアンケート」
 を参照

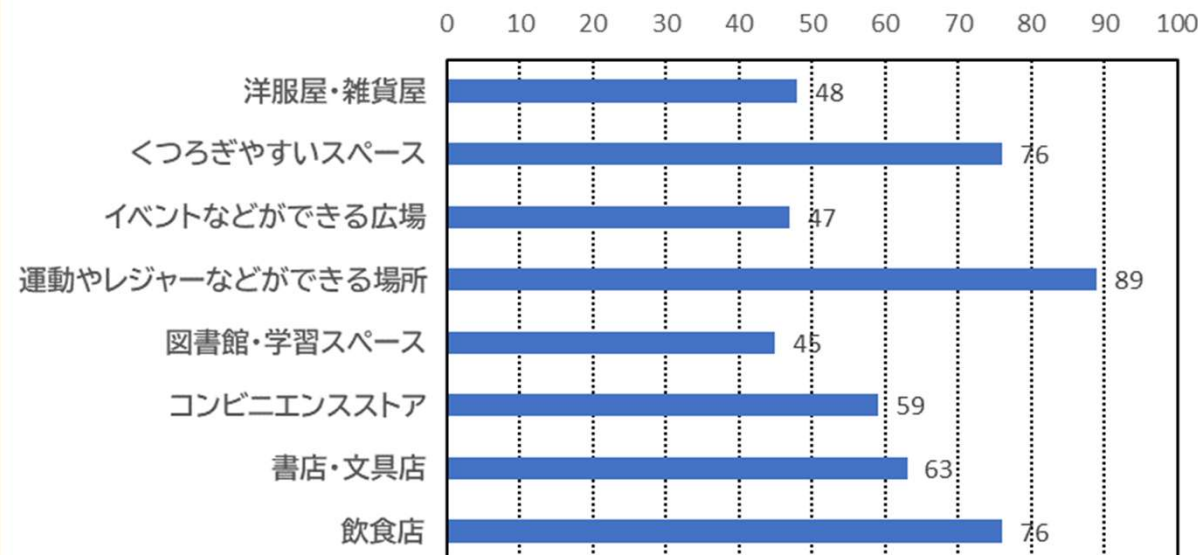


小学校位置図



アンケート実施状況

鳴門駅前に欲しい施設



アンケート調査 高校生

調査日： 令和7年4月23日～5月14日

対象者： 鳴門市内の高校に通う学生
鳴門高校・鳴門渦潮高校
回答総生徒数 736人

調査内容： 授業終了後からの行動状況
鳴門駅周辺の利用状況・要望

調査方法： QRコードを利用したWebアンケート

調査結果： 詳細は「鳴門駅周辺まちづくりに関する
高校生アンケート」を参照

鳴門駅周辺まちづくりに関する高校生アンケート

入力フォーム

1 入力

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q7. 放課後（授業終了後～帰宅まで）どのように過ごすことが多いですか？
自宅に帰る前の時間帯について、一番多い行動を1つ選んでください。 **必須**

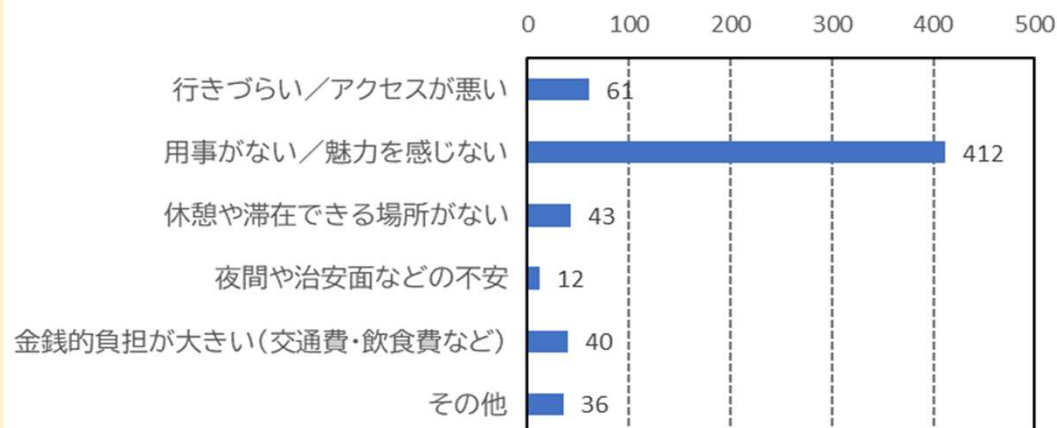
- ☐ 部活・委員会活動で遅くまで学校にいる
- ☐ アルバイトや塾・習い事に行く
- ☐ 特にどこにも寄らずまっすぐ帰宅する
- ☐ 友人の家へ行く
- ☐ 鳴門駅周辺や街中の店・施設へ行く
- ☐ その他

Q8. 帰り道に寄り道をすることはどれくらいありますか？

アルバイト・塾以外の買い物や友人との時間なども含めて答えてください **必須**

- ☐ ほぼ毎日
- ☐ 週に2～3回
- ☐ 週に1回程度
- ☐ 月に1回程度
- ☐ めったにない・ほとんどない
- ☐ まったくない

鳴門駅を利用しない・利用頻度が少ない理由



鳴門駅周辺がどのような場所だと、より利用したいと思いますか？

	回答数	率
おしゃれで若者向けの雰囲気	493件	67%
安心して長時間滞在できる空間	447件	61%
勉強や部活の打合せなどができる静かなスペース	176件	24%
友達と気軽に集まれるカジュアルな雰囲気	536件	73%
夜間でも安全な場所	254件	35%
地域の特色が感じられる場所 (地元産品や観光要素など)	60件	8%
キッチンカーや屋台などのにぎやかさ	231件	31%
その他	11件	1%

アンケート調査 マルシェアンケート

調査日： 令和7年5月14日 夕暮市場IN鳴門市役所

対象者： マルシェの来場客
回答総数 232件

調査内容： 鳴門駅周辺にどんな施設・空間があればよいか

調査方法： 自由回答 （付箋に記入し貼布）

結果（回答抜粋）： 詳細は「夕暮れマルシェアンケート」結果参照



にぎわい・楽しさ

- ・ゲームセンターやカラオケ
- ・映画館や水族館
- ・商業複合施設
- ・キッチンカーの集まるイベント
- ・いぬねこカフェ
- ・おしゃれなカフェ
- ・アスレチック
- ・放課後気軽に遊べる場所
- ・カルチャーセンター
- ・スポーツ広場
- ・写真映えスポット

便利・使いやすさ

- ・駐車場（〇時間無料）
- ・レンタサイクル
- ・DMVの導入
- ・自習スペース
- ・素泊まりできるホテル
- ・スーパー
- ・コンビニ
- ・赤ちゃんスペース
- ・雨に強い駐輪場

休憩・やすらぎ

- ・噴水や水飲み場
- ・気軽に座れるベンチ
- ・キャッチボール出来る場所
- ・遊具のある公園
- ・イベントの出来る公園

その他

- ・街灯を増やして欲しい
- ・時間をつぶせる空間
- ・等身大フィギュアのようなシンボル
- ・ギャラリー

アンケート調査中間報告の分析・考察

まちなかに、なぜひとがいない？

- ・ 駅前に人が来ない理由は、用事がないから。行く理由を持てる機能がないためである。
→ 無いから行かない。あれば寄れる。
- ・ 自由に置ける駐車場がないことも、人が寄って来ない一因である。

高校生は、家でいることが好き？

- ・ 行く場所が無いだけである。
- ・ 市外の大型施設には、遊びに行っている。 → 行きたい場所があれば、遊びに来る。

どんな機能が欲しい？

- ・ 望む機能は、決して生活に直結しているわけではない。
- ・ 気軽に集まって気軽に利用できる場所、長時間気にせず使える場所を望んでいる。
- ・ 鉄道の待ち時間をつぶせる場所が無い。
- ・ 放課後に遊べる場所があれば、別の市に行く必要がないのに。
- ・ 駐車場二ーズは、将来のモビリティを考えて。
- ・ 楽しい場所、おしゃれな場所への要望があるほか、子供たちは、自由に遊べる場所を求めている。



まちかどにたまりを作った例

車道を区分し、ベンチを設置
いつでも座れる場所を提供

アンケート調査中間報告の分析・考察

どんな施設が必要と考えられるか？

第1回まちづくりデザイン会議での想定

遊べる場所が欲しい	→	遊び場・公園・アクティビティ・スポーツ広場
待ち時間を楽しくしたい	→	カフェ・飲食店・多目的室・温泉・花壇
効率的に暮らしたい	→	コンビニ・ドラッグストア・駐車場
鳴門は観光都市	→	宿泊施設・土産物店・地元飲食店



アンケート結果からの抽出

高校生	夕暮市場
飲食店・カフェ ファッション・雑貨 コンビニ 運動・レジャー くつろぎスペース	カフェ コストコ・アウトレット・スーパー ショッピングセンター・複合施設 公園・子供の遊び場 体育施設・プール 駐車場

おしゃれなカフェに行きたい

遊んだり、しゃべったりする、いつでも行ける場所がほしい

経済的に買い物をしたい

※ 概ね、要望の高い順に記載

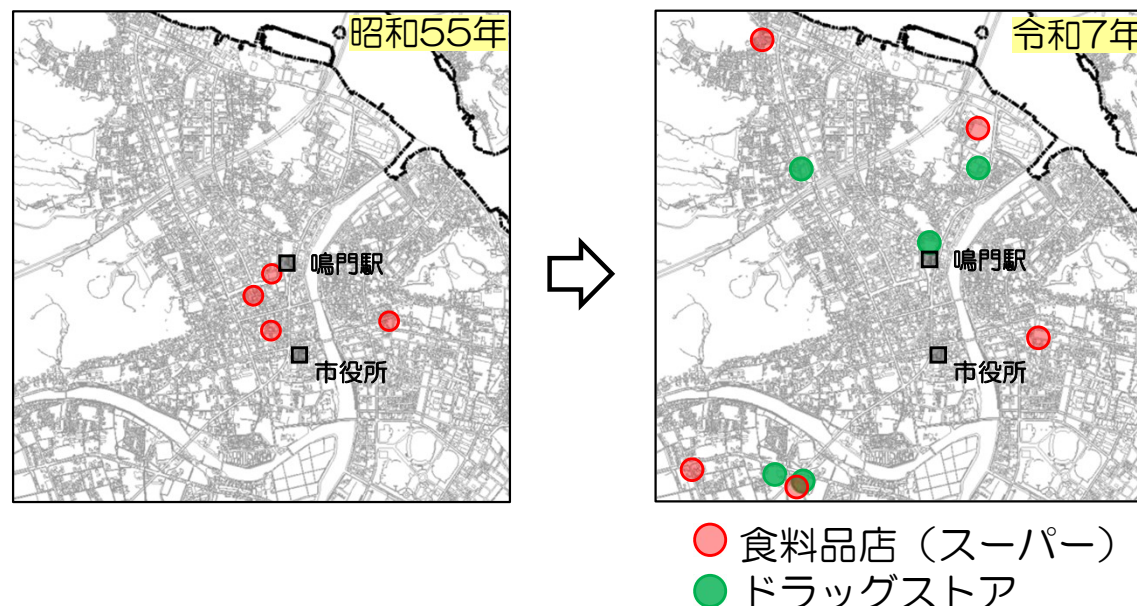
都市構造・都市軸について

前回会議の内容

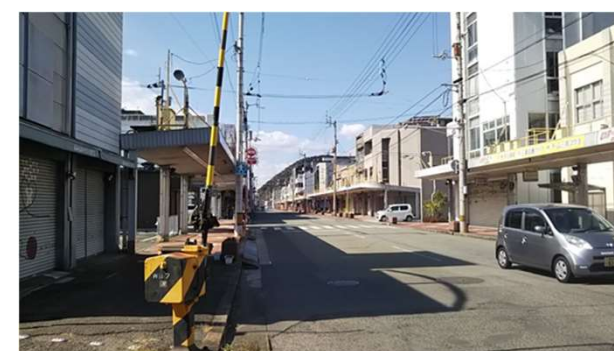
1985年（昭和60年）の撫養土地区画整理事業の完了や黒崎バイパスの開通と併せるように、本市ではモータリゼーションが進み、商業施設が広い駐車場が持てる郊外に出店が進み始めます。これに伴い、市中心部では、徐々に店舗数が減少し、いわゆるスポンジ化が進行し、人口減少も相まって都市機能が低下し始めます。

また、道路の利用状況も、ロードサイドに郊外型店舗が隣接する国道28号や黒崎バイパスの南北側の交通量に比べ、中心市街地は、相対的に少ない状況となっております。

量販店の出店状況



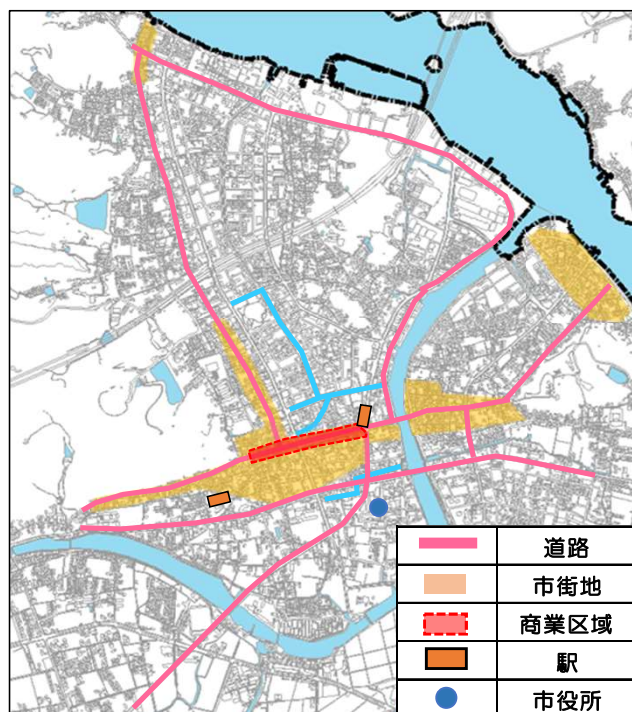
南北の交通（国道28号）



東西の交通（大道銀天街）

都市構造の変遷

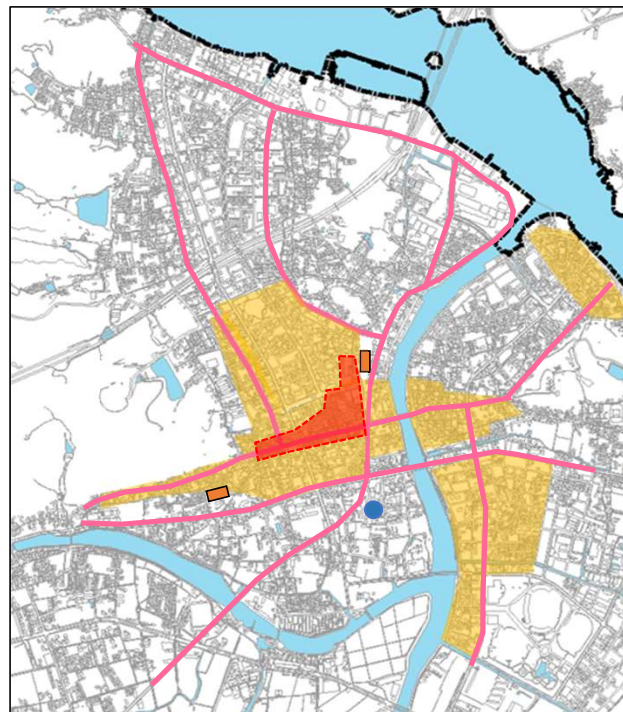
鳴門駅移転前（1960年代）



中心部に基幹的市街地

江戸時代から続く東西方向の撫養街道沿いに市街地が形成され、その中心である黒崎側への街道との交差点から旧鳴門駅までのエリアに商業区域が広がっている。駅の北側には水路があり、その向こうには塩田地帯が広がっている。

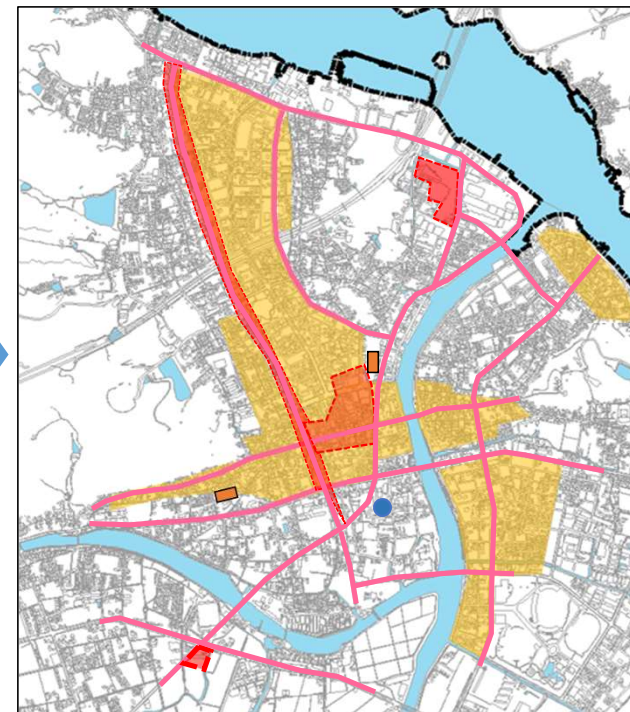
鳴門駅移転後（1980年代）



市街地が中心部から北側へ拡大

1970年に駅が北へ300m移転することに併せて、国道28号を線形改良し、直線化した。そのまちの形の変更により、商業区域は、駅西側にて南北方向に拡大している。周辺の土地区画整理事業や幹線道路の整備が進み、市街地が北側へと拡大している。

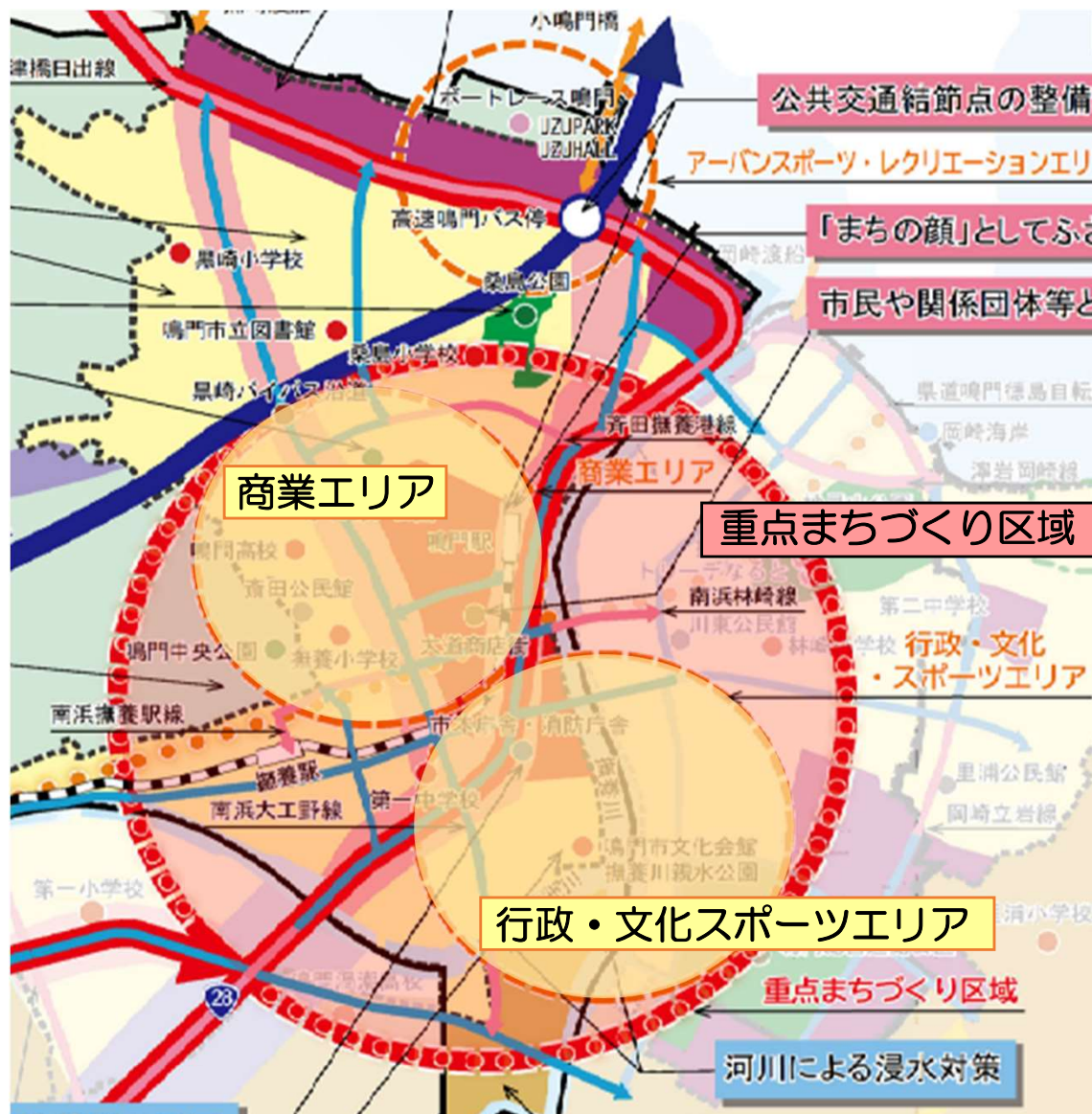
現在（2020年代）



市街地が拡散・低密度化

都市構造の変化は1995年以降では見られないが、市街地も塩田跡を利用した宅地化により南北方向に拡大していった。商業施設が郊外の街道沿いに出店することより、中心部の商業機能の弱体化が進んでいった。

都市計画マスタープランで示すまちの形



鳴門市都市計画マスタープランより川西地区の方針

商業エリア

(鳴門駅西・商店街周辺一帯)

地元商店街関係者や利用者のニーズを踏まえながら、空き店舗や空き地の活用などを進め、市の商業の中心として商店街等の活性化を図るエリア

行政・文化・スポーツエリア

(市庁舎・文化会館周辺)

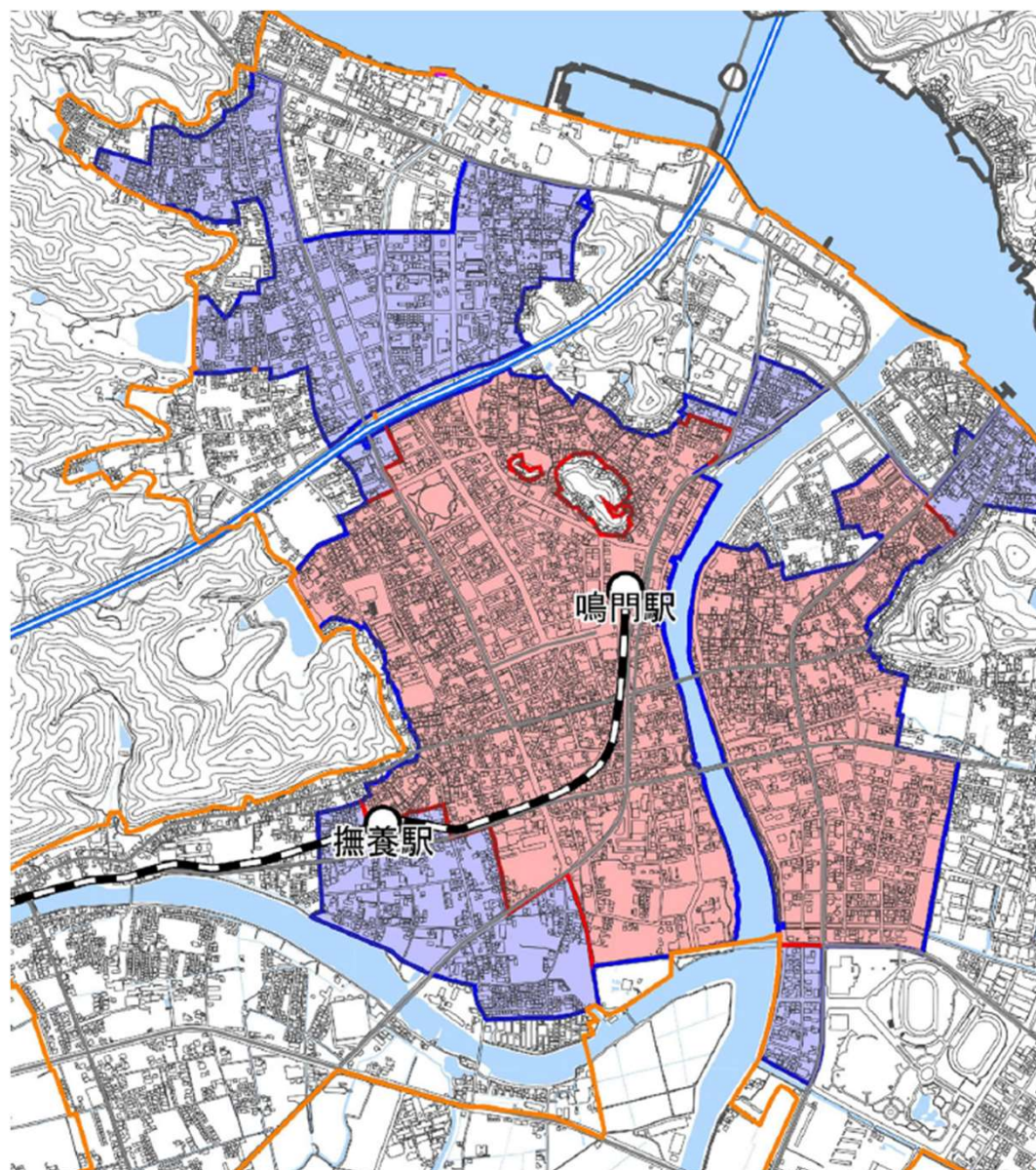
行政・文化・スポーツ施設が立地しており、既存施設の機能向上や更新・活用などを進め、市民の生活を支えるエリア

重点まちづくり区域

(鳴門駅周辺一帯)

個性的で魅力ある商業・業務機能の集積を促進し、徒歩や自転車で移動できる範囲に必要な都市機能が集積するコンパクトで歩いて暮らせる市街地エリア

立地適正化計画で示すまちの形



鳴門市立地適正化計画より誘導区域図

都市機能誘導区域

主要な都市機能を中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域として、都市再生特別措置法のほか、「都市計画運用指針」に示されている考え方や区域像に基づき設定しています。

基本方針

「鳴門らしさを活かし安全安心で暮らしやすい都市づくり」

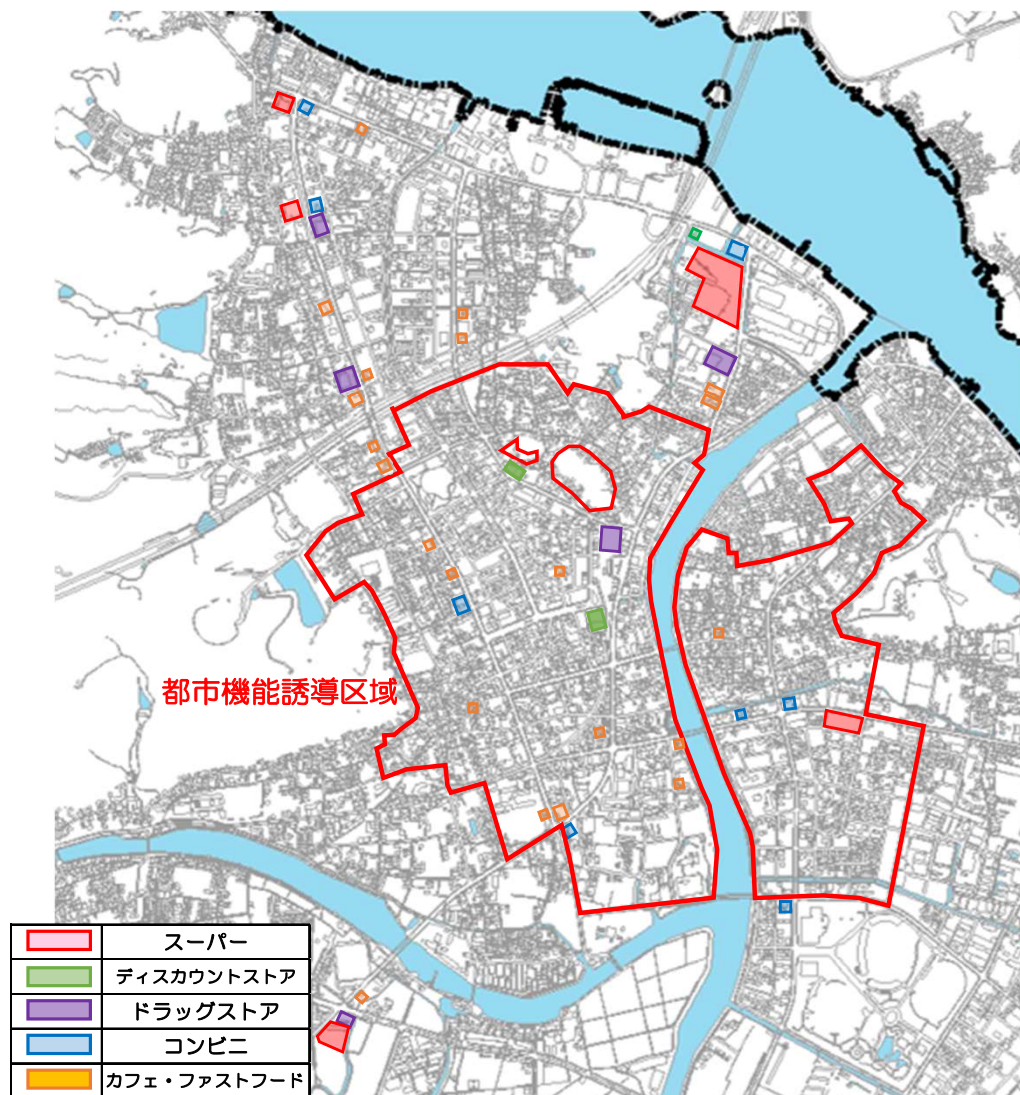
誘導方針

鳴門の顔となる中心拠点の充実
市内の多核の維持とネットワークの強化
安全で便利な場所への居住誘導

- 市街化区域
- 都市機能誘導区域
- 住居誘導区域

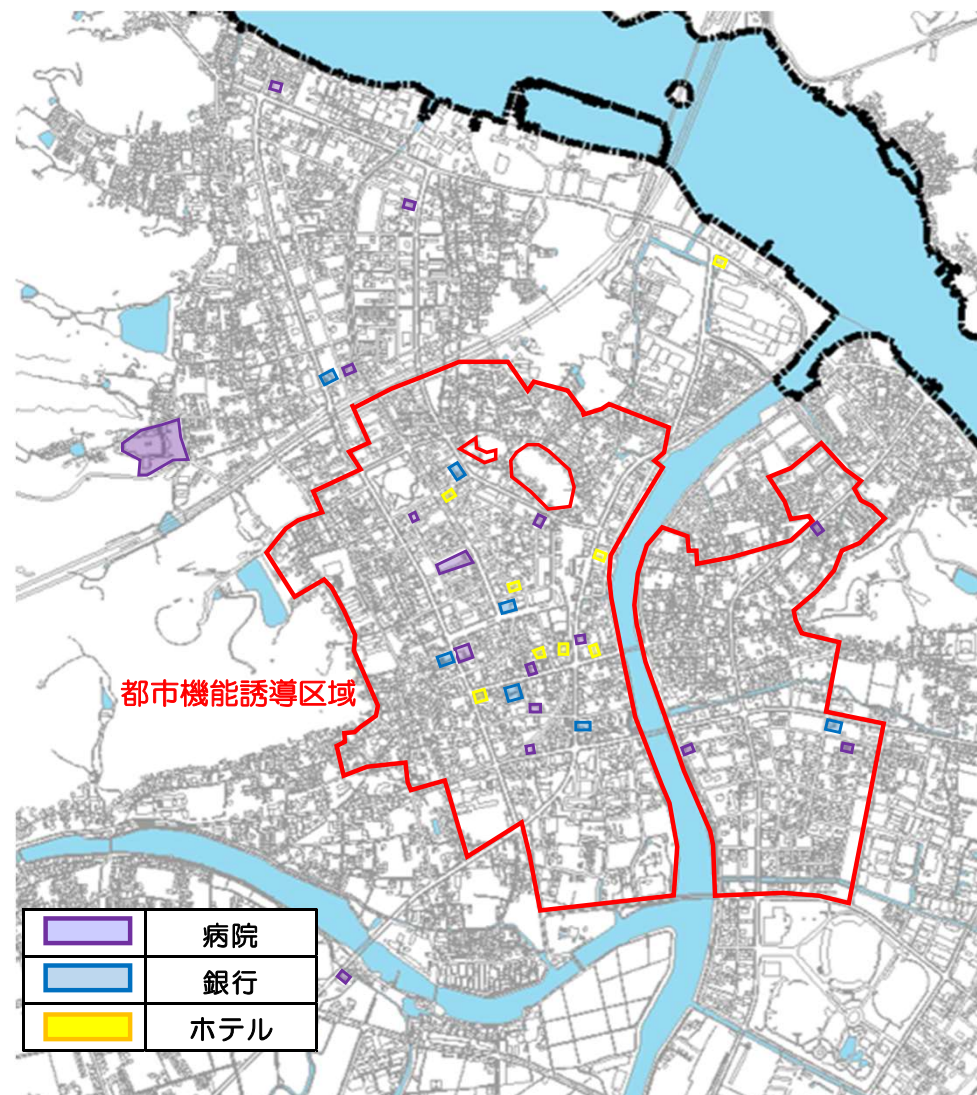
都市機能の分布状況

商業施設（食品系）・カフェ・ファストフード



商業機能は幹線沿いに立地し、逆に市中心部はスポンジ化が進行しています。

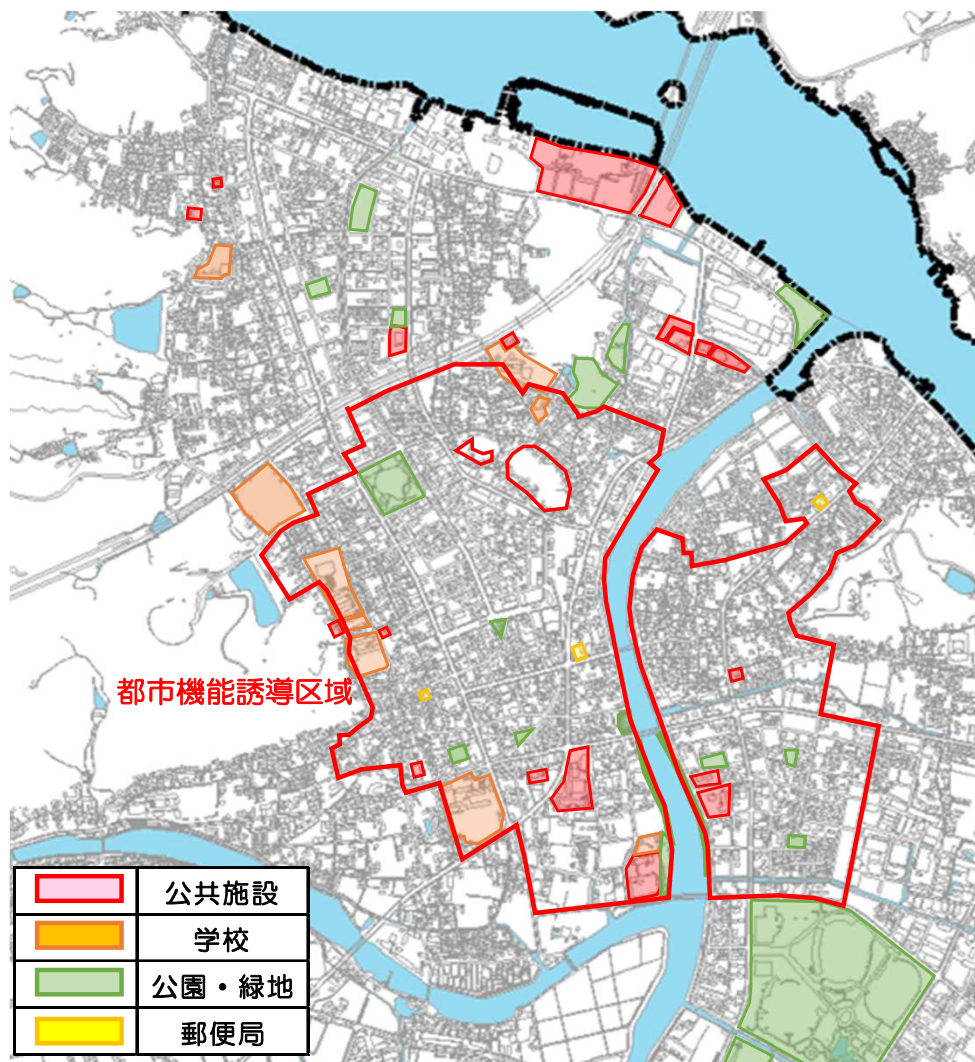
病院・銀行・ホテル



病院は誘導区域内に、銀行やホテルは主に誘導区域内の鳴門駅周辺に立地しています。

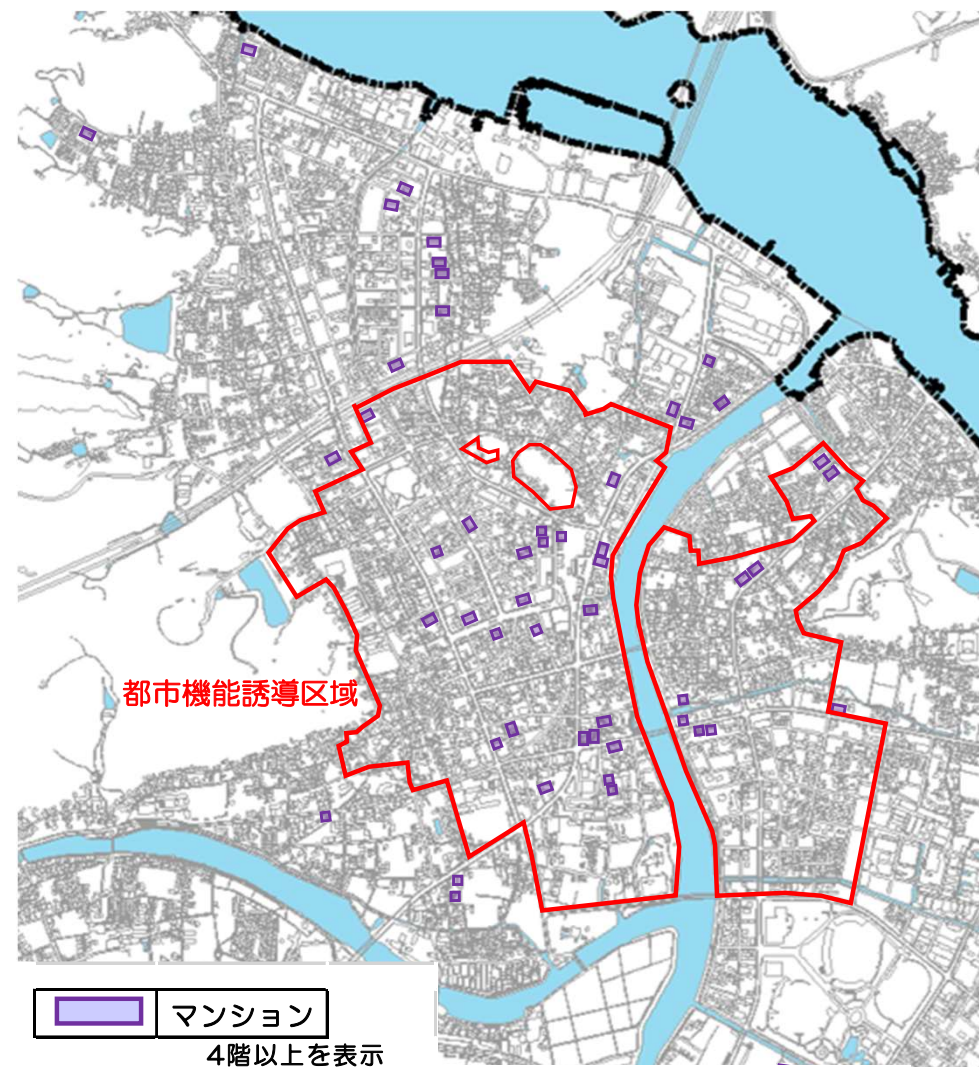
都市機能の分布状況

公共施設・公園・学校・郵便局



公共施設は誘導区域の南部に集中して配置され、公園施設は、誘導区域内やその周辺に立地しています。

マンション



マンションは中心市街地に多く立地し、周辺部では少ない。築30-40年経過している物件が多い。

鳴門市内の公共施設整備状況



鳴門市内では、近年において公共施設の建替えや改修が進んでいる。その他にも小学校・中学校では耐震改修等防災対策が完了している。

重点まちづくり区域では、市庁舎が2024年度に建替えが完了し、現在周辺の道路整備などが進行しているほか、鳴門市文化会館やその北隣にある健康福祉交流センターでは2年後の完成を目指し、改修工事が進んでおり、賑わいの創出が想定される。

中心市街地の歩行者等交通量調査

道路交通の現状を把握するため、交通量調査を実施

調査日： 令和7年5月21日
調査日数： 1日 平日昼間12時間（7h-19h）

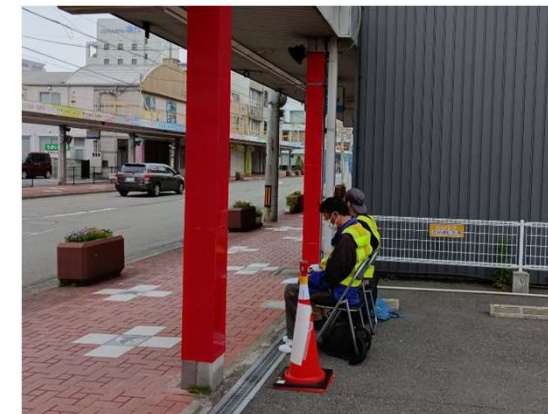
調査項目： ①自動車交通量調査
②歩行者・自転車通行量調査

調査方法： カウンター（数取機）
による計測調査

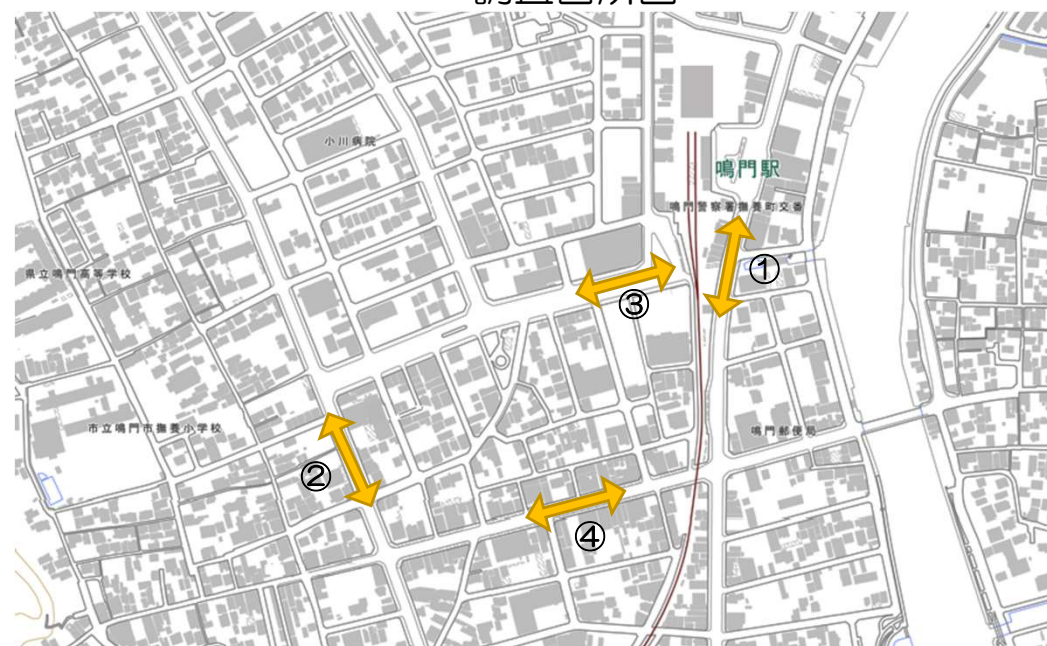
調査箇所： 4箇所
①国道28号
②黒崎バイパス
③斎田鳴門駅線
④大道銀天街
右図参照



調査状況



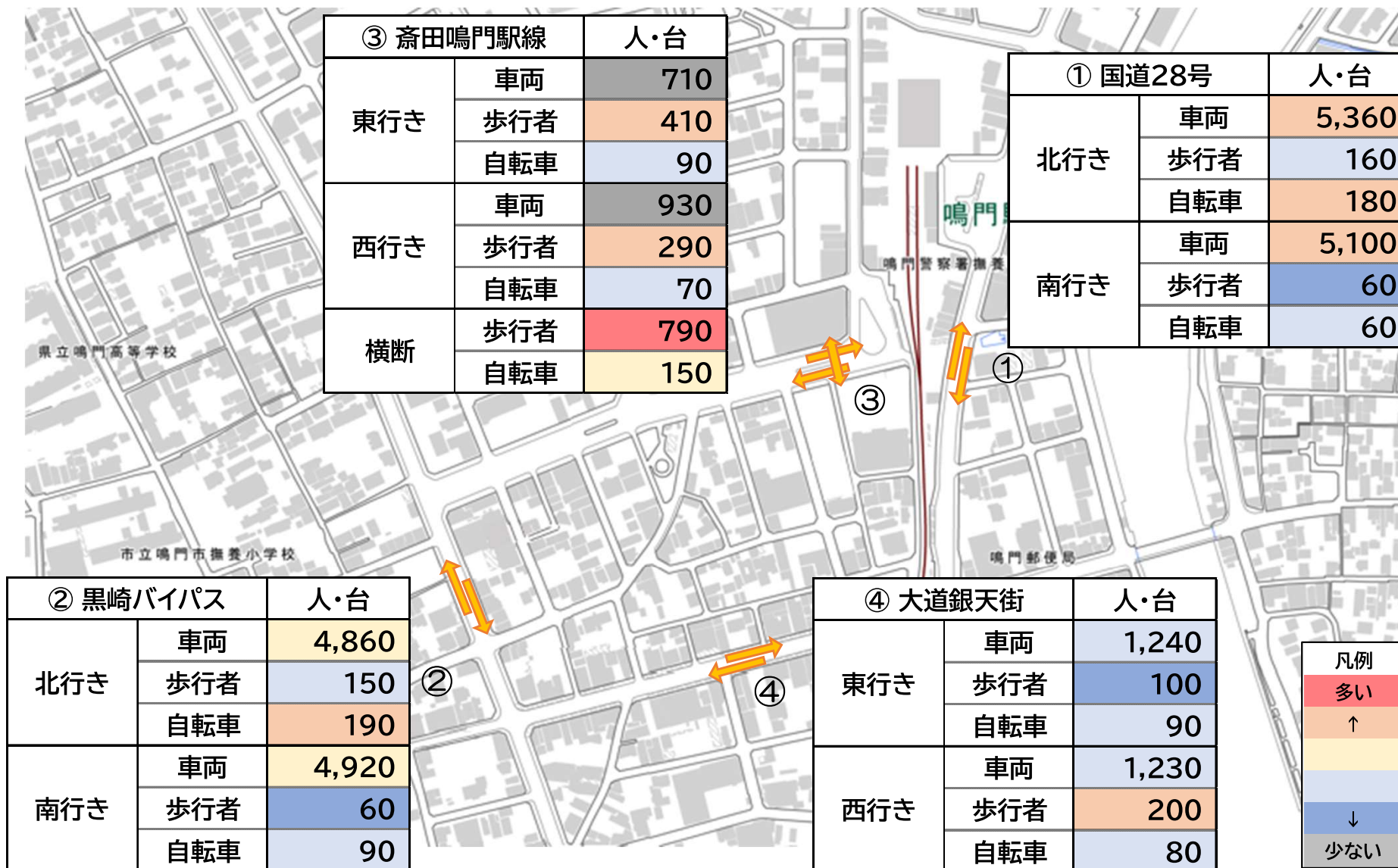
調査箇所図



交通量調査結果(中間報告)1

箇所別交通量調査結果一覧

数字は12時間総計数



交通量調査結果(中間報告)2

交通種類別交通量 (国道28号の交通量を100%とした場合)

車両	台	率	歩行者	人	率	自転車	台	率
① 国道28号	10,460	-	① 国道28号	220	-	① 国道28号	240	-
② 黒崎バイパス	9,780	93 %	② 黒崎バイパス	210	95 %	② 黒崎バイパス	280	117 %
③ 斎田鳴門駅線	1,640	16 %	③ 斎田鳴門駅線	700	318 %	③ 斎田鳴門駅線	160	67 %
④ 大道銀天街	2,470	24 %	④ 大道銀天街	300	136 %	④ 大道銀天街	170	71 %

車両が歩行者・自転車と比べ圧倒的に多く、車両は①国道28号②黒崎バイパスの通過量が、③斎田鳴門駅線④大道銀天街の4-6倍と、南北方向の交通量が東西と比べ圧倒的に多いことが分かる。

歩行者量は、③斎田鳴門駅線を除くと大きな差は見られない。③は、店舗への来客が駐車場から歩道を歩いて移動していることが、他との差が出た原因である。

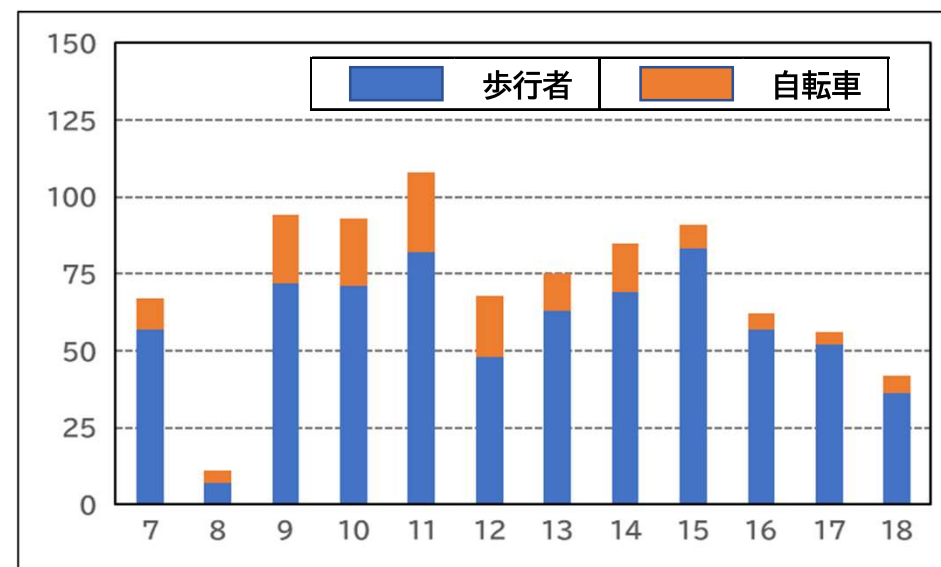
自転車量は、測定4地点で大きな差は見られなかったが、①②の南北交通量が③④の東西交通量と比べ、大きいことが分かる。

時間帯別歩行者自転車交通量

③斎田鳴門駅線 東西方向

通学時間帯の7時台のほかは、午前中を中心に店舗が営業中の時間帯にて、安定して通行がある。主に、駐車場からの店舗へ来客する歩行者の数が多い。

しかし、1時間あたり100人と、賑わいを感じられる通行量には程遠い。



※ 詳細の結果については、第3回まちづくりデザイン会議にて提示

中心市街地の都市軸案について

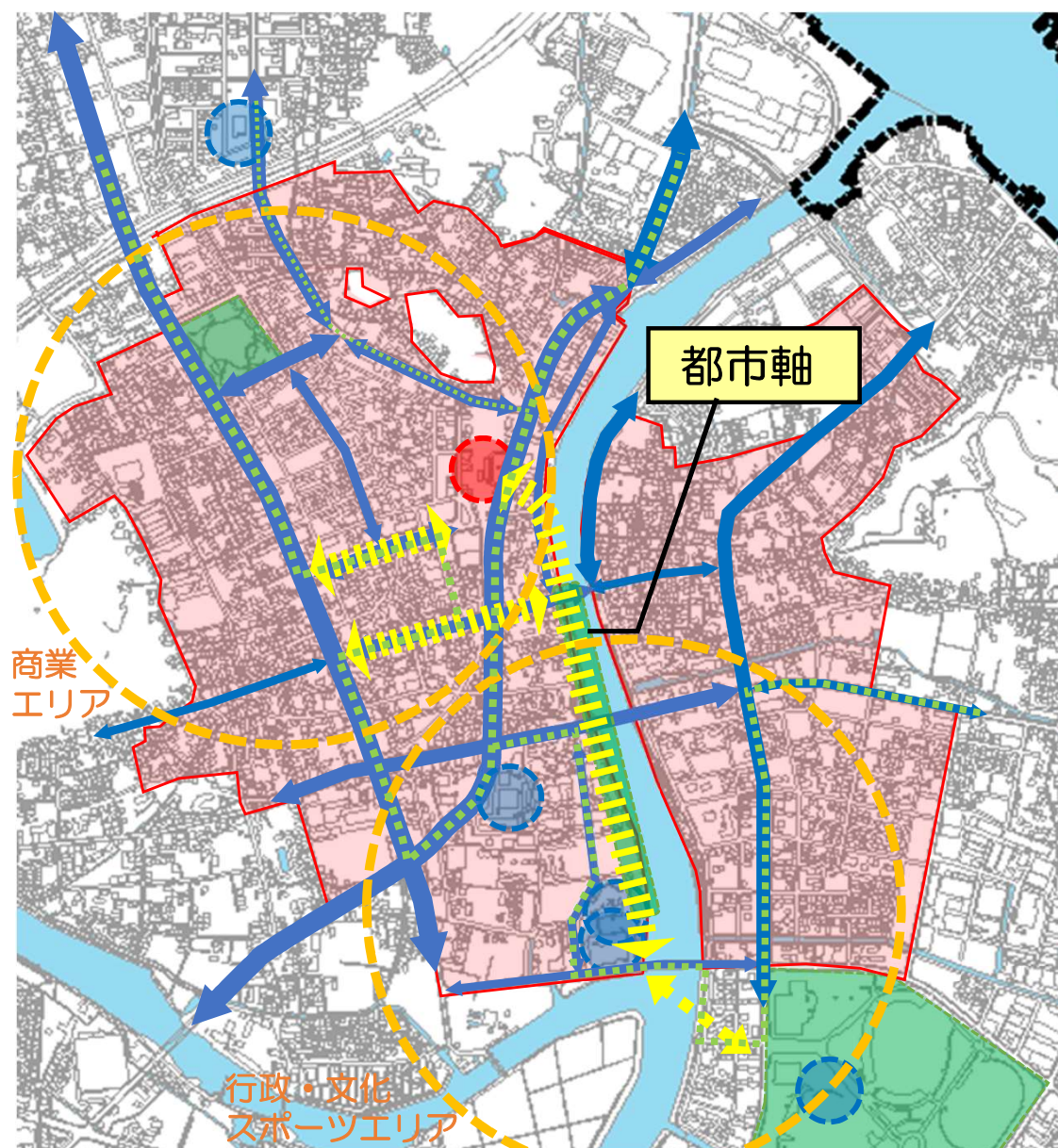
【現在のまちの形での検討】

都市機能誘導区域の中で、交通の主要点となる鳴門駅及び商業エリアと、文化会館周辺の行政・文化エリアは核となるエリアであり、それを繋ぎ、憩いをもたらす撫養川沿いの親水公園は、これからの本市の新たな都市軸としての機能を担う。

また、大道銀天街や斎田鳴門駅線は、まちの中心の東西の軸として強化する必要がある。

駅周辺から鳴門スポーツパークへの人の流れは、新たな都市軸に沿うものである。

これらの軸に都市機能や賑わい施設を配置することが必要である。



	都市機能誘導区域		公共施設
	新たなまちづくりエリア		駅
	地域バス路線		道路

現在活動中の事業

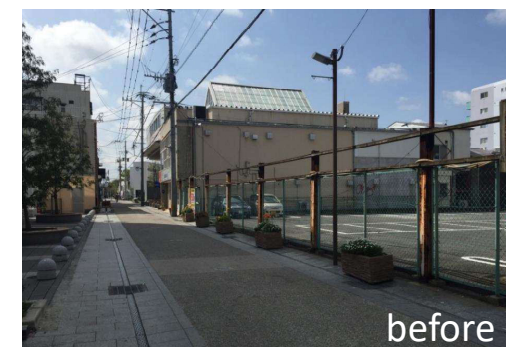
リノベーションまちづくり推進事業

■リノベーションまちづくりとは？

「人口減少時代に適応したまちづくり」の手法

空き家や空き地などの今ある地域資源を活用し、民間主導で飲食・物販などの新たなコンテンツの造成、創業やコミュニティの活性化などを行う取組。「鳴門のまち」を楽しむ人だけでなく、「鳴門のまちづくり」を楽しむ「活動人口」を増やす。

【※先進事例の状況】



※画像はイメージです

■R7年度事業内容

「リノベーションまちづくり」の可能性を検討

◎機運醸成や理解促進を図る「リノベーションまちづくり講演会」の実施



◎民間事業者へのヒアリングやワークショップ等による民間人材の育成・発掘

◎事業を実施するエリアの調査・検討

可能性調査の結果を踏まえ



R8年度以降、空き家を活用した事業プランの企画を行う「リノベーションスクール」や、「専門家による事業化支援」の実施へと展開し、遊休不動産を活用した事業化を目指す。

現在活動中の事業

公民連携エリアリノベーション応援事業

令和6年度から新規事業として、様々な民間団体との連携を図りながら、撫養川親水公園から新庁舎周辺の公共エリアにおいて、公民連携事業を継続的に実施し、賑わいを創出している。

令和6年8月23日
夕暮市場



来場者:1,200人

令和6年9月29日
NARUTO shore marche



来場者:7,000人

令和7年5月14日
夕暮市場 IN 鳴門市役所



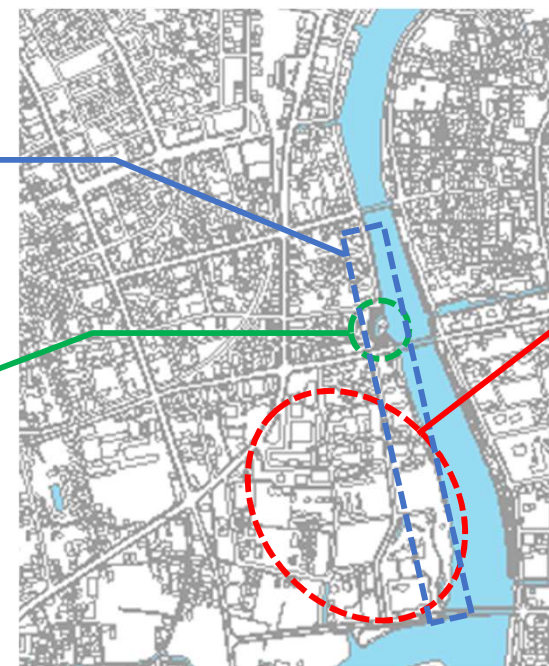
来場者:1,400人

撫養川沿いの河川空間の利活用

鳴門駅から文化会館周辺を繋ぐ撫養川沿いでの、河川空間のオープン化について、管理者である徳島県と協議を実施中。四国管内では2例目となる、河川敷地占用許可制度を活用し、河川エリアでのイベント等の実施を目指す。

【浮き桟橋の修繕等】

老朽化により現在、使用禁止であるが、設置者である徳島県と今後の方針（修繕・撤去・新たな構造物の構築等）について協議中である。



都市構造の課題

- 南北の軸に対し、東西の軸の車両通行量が少ない。
- 歩行者および自転車の通行量は、駅西以外では少ない。

➡ 人や車の流れを活性化させる対策が必要

- 中心市街地に人が滞留する施設が無いことが、人が来ない要因である。
- 小学生及び高校生は、遊ぶところ・話せる場所に対する要望が多い。
- 経済性や効率性を重視する時代を捉えることも必要である。

➡ ニーズに合った機能を配置することにより人が集まる。

- 交通の終点である鳴門駅から文化会館の区間は、新しい人の流れを創出する、新たな都市軸としての役割を担う。
- 中心市街地では、新たな機能の整備や賑わいの構築が進んでいる。

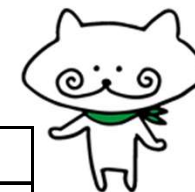
➡ 都市軸内の整備・活力の導入が必要では？

ニーズを包括した機能を整え、街のツボを
押すことにより、活性化へと進める。

まちづくりの活用制度

まちづくりに関する法律等

・都市計画法 ・都市再生特別措置法 ・都市公園法



分野	活用制度	構想	計画	事業化検討	実施
賑わい・再生	<u>都市再生整備計画事業</u>				
	暮らし・にぎわい再生事業				
	<u>まちなかウォークブル推進事業</u>				
	エリア価値向上整備事業				
	土地区画整理事業				
	市街地再開発事業				
	都市再開発支援事業				
防災	<u>都市防災総合推進事業</u>				
	都市安全確保促進事業				
交通	都市・地域交通戦略推進事業				
	<u>都市構造再編集集中支援事業</u>				
	鉄道駅総合改善事業				
官民連携	<u>官民連携まちなか再生推進事業</u>				
	<u>先導的官民連携支援事業</u>				
	<u>官民連携基盤整備推進調査費</u>				
その他	デジタル田園都市構想交付金				
	法的緩和施策等				

※ 事業の実施内容により、適用の範囲は異なります。

項目により事業手法を選択・組み合わせ

活用制度① 官民連携まちなか再生推進事業

【構想・基本計画段階】エリアの未来ビジョンの策定や社会実験

官民連携まちなか再生推進事業

官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。
【令和2年度創設】

未来ビジョン策定とビジョン実現のための**自立・自走型システム**の構築への支援



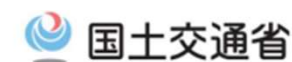
※1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間 ただし、試行・実証※4を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間に延長）

※2：1事業あたり1年間に限る。 ※3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができ

活用制度② 先導的官民連携支援事業

【構想・基本計画段階】 市町が先導的に官民連携を導入する際の調査委託

先導的官民連携支援事業



- 地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。

タイプ

(イ)事業手法検討支援型：施設の種類の、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査

うち中小規模団体・スモールコンセプション推進枠：

(イ)のうち、人口20万人未満の地方公共団体が行う公共施設等の集約・再編等に係る官民連携事業の導入検討のための調査、またはスモールコンセプションにかかる事業の実施に向けた調査

(ロ)情報整備支援型：先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

補助対象経費

コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)

補助率・補助限度額

予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助

(注)都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセプション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円とする。

補助要件

調査対象が国土交通省の所管する事業であること、調査報告書を公開すること等

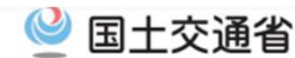
H23～R6の支援実績

年度	申請数(件)	採択数(件)
H23	34	11
H24	50	21
H25	53	31
H26	61	28
H27	38	20
H28	61	24
H29	52	25
H30	72	27
R1	45	29
R2	39	24
R3	45	24
R4	38	26
R5	46	27
R6	42	29
計	676	346

活用制度③ 官民連携基盤整備推進調査費

【構想・基本計画段階】 官民連携の導入に向けた検討を行う際の調査や委託

官民連携基盤整備推進調査費の制度概要



- 各地域の個性や強みを活かした特色ある成長を図るためには、民間の投資効果が最大限に引き出されるよう民間の設備投資等と一体的に基盤整備を実施することが重要である。
- 官民が連携して実施する民間投資誘発効果の高い基盤整備や広域的な地域戦略に資する事業について、民間の意思決定のタイミングに合わせ、機を逸することなく基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を図るため、地方公共団体が行う事業化検討に対して調査費補助を行う。

事業概要

- 対象事業：国土交通省所管の社会資本整備事業（道路、港湾、河川、公園、市街地整備等）
- 補助対象：都道府県、特別区及び市町村（一部事務組合及び広域連合を含む）
- 補助率：1/2以内
- 募集・配分スケジュール（参考：令和6年度）

区分	募集期間	配分時期
第1回	1月24日～2月7日	4月24日
第2回	4月17日～5月31日	7月31日
第3回	6月3日～7月19日	9月11日

- 取組事例



支援内容・事業フロー

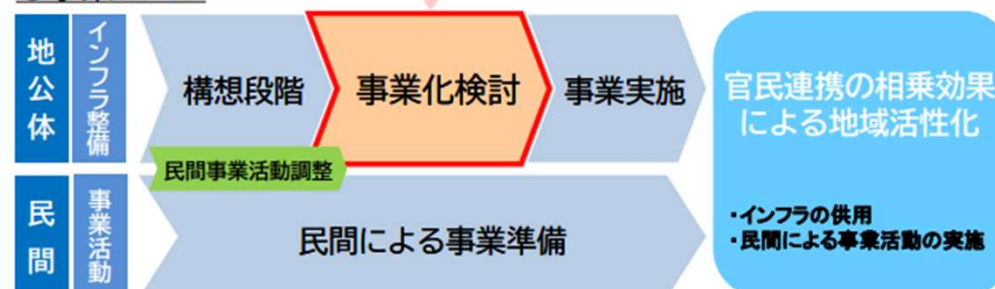
民間の事業活動計画と一体となって推進する事業のうち、地方公共団体が整備するインフラの概略(基本)設計や基礎データ収集、整備効果検討などを支援

○支援内容：インフラ整備の事業化検討に必要な調査

- ①概略設計：基本的仕様の検討、概略設計図、パース作成、概算事業費算出 等
- ②基礎データ収集：概略設計に必要な地形、地質、交通量等の調査 等
- ③整備効果検討：インフラ整備による効果、便益、経済効果の検討 等

※PPP/PFI導入可能性検討(PPP/PFI手法の選定、官民の役割分担、VFMの算定 等)についても関連する調査として上記調査に併せて実施可能

○事業フロー



活用制度④ 都市構造再編集集中支援事業

【実施段階】 都市機能や公益公共機能の誘導、整備、防災力強化の取組等に支援

都市構造再編集集中支援事業

公共（補助）

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1/2（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、45%（居住誘導区域内等） ※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の国費率：1/2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。

※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・広域連携誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもんなかまちづくり事業、暑熱対策事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限る。）＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備

－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。

※誘導施設については、三大都市圏の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

※大規模災害復興法に規定する特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成し、かつ、立地適正化計画を有さない市町村において①復興計画等に都市機能や居住の立地・誘導に関する方針を記載、②一定の期間内に立地適正化計画の作成に着手・完成することが確実であり、当該区域として定めることが確実である区域を含む。

○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」

※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づき誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集集中支援事業による支援



活用制度⑤ 都市再生整備計画事業

【実施段階】 特性を活かしたまちづくりを支援し、都市の再生を効率的に推進

都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）

公共（交付金）

○市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。

交付対象：市町村、市町村都市再生協議会

交付率：40%（歴史的風致維持向上計画関連、脱炭素先行地域関連、産業関連等、国の重要施策に適合するものについては交付率を45%に引き上げ）

※基幹事業「こどもんなかまちづくり事業」の交付率：45%

対象事業

○市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）に基づき実施される以下の事業等

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター等）、誘導施設相当施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもんなかまちづくり事業、暑熱対策事業 等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

※誘導施設相当施設は、地域生活拠点内に限る。また、誘導施設相当施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等を対象。
※地域生活拠点内、産業促進区域内では、一部の基幹事業を除く。



施行地区 ○次のいずれかの要件に該当する地区

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】

- 市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域
- (1) 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内 又は バス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
 - (2) 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。都市再生整備計画に拠点となる施設の設定方針を記載）
 - (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域
- ※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
※2 直前の国勢調査に基づく（今後、直近の国勢調査の結果に基づくDIDに含まれると見込まれる区域を含む）
- ～なお、令和9年度以降に国に提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化調整区域で都市計画第34条第1号に基づく条の区域を画定、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。
- ～立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される。②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない特種可能なまちづくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】

- 地方公共団体において、以下のような観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域
- (1) 歴史的風致維持向上計画
 - (2) 観光圏整備実施計画
 - (3) 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】

- 地域生活拠点：都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかの区域（基幹市町村※の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）
- (1) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針 において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
 - (2) 基幹市町村※と連携市町村※が共同して作成した 広域的な立地適正化の方針 と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、連携市町村の拠点として位置付けられた区域。
- ※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

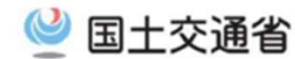
【要件④：産業・物流機能の強化】

- 産業促進区域（市町村が都市再生整備計画に位置付ける区域（市街化区域等外を含む））であり、以下のいずれかの区域【（1）、（2）ともに、複数の要件を満たす必要】
- (1) 半導体等の戦略分野に関する国策的プロジェクトに関連する区域。
（国策的プロジェクトは内閣府が選定）
 - (2) 以下のいずれかに該当する企業が立地する区域（団地面積が概ね10ha以上等の要件有り）
【令和10年度末までに国に提出される都市再生整備計画に限る】
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業
 - 「経済安全保障推進法施行令に基づく特定重要物資」を取扱う企業
 - 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業

活用制度⑥ 都市防災総合推進事業

【実施段階】 市街地の総合的な防災性の向上を図るため、避難場所の整備等を支援

都市防災総合推進事業の概要



避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

○ 地区要件

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率※6
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1/3※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1/3 (R10年度まで1/2)※3
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1/3※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定 ・都道府県による市区町村の事前復興まちづくり計画策定を支援する取組	1/3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設等))	用地 1/3 工事 1/2 ※1※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査 1/3 工事 1/2※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1/2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1/3※1

※1：事業者が地方公共団体以外の場合については、下記の通り

- ・①、③、⑤(地区緊急避難施設に限る)、⑦、⑧(復興まちづくり支援施設整備助成に限る)については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2又は当該事業に要する費用の1/3のいずれか低い額
- ・⑤を防災街区整備推進機構が行う場合については、地方公共団体の補助に要する費用の1/2
- ・⑥の工事費については、当該事業に要する費用の1/2

- ＜事業メニュー① ③～⑤＞
- ・災害の危険性が高い区域（洪水/雨水出水/高潮浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域等）を含む市街地
 - ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4（⑤については市街地に限る）
 - ・危険密集市街地を含む市、DID地区
- ＜事業メニュー⑥＞
- ・大規模地震発生の可能性の高い地域※4
 - ・危険密集市街地を含む市、DID地区 等
- ＜事業メニュー⑦＞
- ・危険密集市街地
- ＜事業メニュー⑧＞
- ・激甚災害による被災地 等
 - ・事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※5

- ※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2/3
- ※3：既存の危険な盛土の把握のために必要な調査をR6年度までに開始し、調査内容及び調査計画期間が明示された調査計画書を作成した地方公共団体に限り、国費率1/2
- ※4：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- ※5：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村
- ※6：予算の範囲内での支援



津波避難タワー



避難地（高台）



防災備蓄倉庫



避難場所に向かう避難路



避難地（防災公園・延焼防止）



沿道建築物の不燃化

活用制度⑦ まちなかウォーカブル推進事業

【計画・実施段階】 車中心から人中心への転換を図り、滞在の快適性の向上を図る

まちなかウォーカブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等 ●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1/2

施行地区 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※等

※都市再生整備計画にアライン化。デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・改変
- 道路の美化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



まちなかウォーカブル推進事業 実施例

愛媛県松山市(花園町通り)

～歩行空間の拡大・沿道と一体となったデザイン整備により、街路空間をウォーカブルな空間へと再構築～

片側3車線あった道路を片側1車線に減らし、歩行空間を拡大するとともに、沿道と統一的なデザイン整備を行うことで、街路空間を「居心地がよく歩きたくなる」ウォーカブルな空間へと再構築



整備前



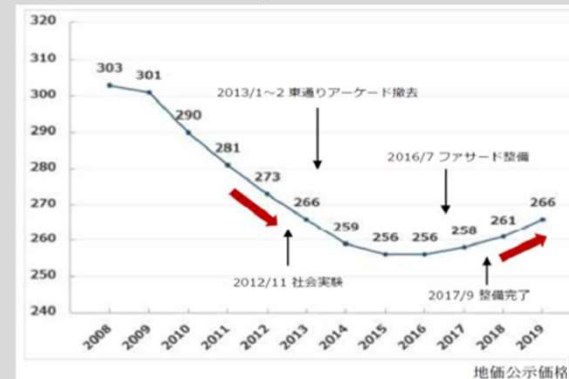
整備後



歩行者数の変化



地価の変化



先進地事例 川の駅・かわまちづくり

水辺を使ったまちづくり 「川の駅」「かわまちづくり支援制度」

事例①：川の駅 新湊 (富山県新湊市)

北前船の中継地として栄えた内川沿いの市中心部に観光客を呼び込むため、2009年にオープンした施設である。駅内には、射水市の特産品を販売するショップやレストランがあるほか、散策や観光船の拠点としての機能を果たしている。



事例②：大垣市かわまちづくり (岐阜県大垣市)

城の外堀であり、中心市街地を流れる水門川沿線を動線として、ウォーカブルな賑わいの場を創出している。水辺空間沿いに整備した広場を、キッチンカー等が出店できる「かわまちテラス」として活用し、まちの連続性や回遊性を創出している。



鳴門市まちづくりデザイン会議

